最終更新日：2015年12月4日
クラスターテクノロジー 株式会社
代表取締役社長 安達　稔
問合せ先：本社　管理本部　IR担当
証券コード：4240
http://www.cluster-tech.co.jp/ir/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、コーポレートガバナンスを持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すための経営上の最も重要な課題と位置づけています。そして、経営の透明性を高め、効率化を進め、経営者としての役割を遂行するために実効性を伴う経営管理体制の構築と改善に努めてまいります。代表取締役の業務執行を社外取締役が監視し、取締役会の経営判断や法令遵守に対する監督を監査役が担い、さらに取締役相互の牽制機能によりその責務を担保する仕組みの中で、それぞれの機関が存分に力を発揮し、企業ひいては株主の利益につなげます。

当社の事業精神は、「日々新たに社会に役立つ」という経営理念に示されています。
”一時の利を考えず、社会貢献から生まれる利益を追求する。
社会を結び、企業を作り、人心を結び、人格をつくり、新しい活力を作る。
利己の心でなく、利他の心で活動する。”
という経営理念も、事業を通じて社会に貢献することによってステークホルダーから必要とされ続ける企業を目指すこと、すなわち持続的な企業価値の向上に努めることを再確認するためのものです。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社は、JASDAQ上場企業としてコーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
河野　信夫	250,500	4.40
小西　恭彦	202,000	3.54
安達　稔	200,800	3.52
安達　良紀	185,000	3.24
関　誠	160,000	2.81
株式会社SBI証券	131,100	2.30
佐野　貞彦	90,300	1.59
安達　俊彦	85,000	1.49
長瀬産業株式会社	80,000	1.40
松井証券株式会社	70,900	1.25

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
駒井　幸三	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
駒井　幸三	○	株式会社タカトリの代表取締役社長兼営業本部長のご経歴があり、経営に相当の知見を有しています。	経営体質を革新、強化するために社外取締役として選任しました。 また、東京証券取引所の定める独立性判断基準および開示加重要件を参考に当社との人的関係または取引関係、その他の利害関係を確認しましたところ、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

当社の監査役は3名であり、監査役会で立案した監査計画にしたがって、取締役会に出席し、社内各部門に対する監査を実施し、さらに内部監査への立会または内部監査担当者からの報告を利用して、取締役の業務執行を監督しあるいはその妥当性を判断しています。
また、監査役は会計監査人と定期的に協議を行い、その独立性および執務の遂行状況の報告を受け、当年度の会計監査の実施状況等を把握し、会計監査人の独立性・監査の相当性の判断を行います。
なお、当社は独立した社内組織として内部監査部門を設けていませんが、非常設の内部監査室および内部統制推進室を設けて上級管理職にローテーションで内部監査担当を割り当て、監査役の監督の下にPDCAサイクルに沿った内部監査を実施して継続的に経営リスクをコントロールし、かつ組織改善に役立てています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
魚田　昌孝	他の会社の出身者													
松本　茂	他の会社の出身者													
酒井　正輔	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
魚田　昌孝	○	長年にわたり金融機関に勤務され、財務および会計に相当の知見を有しています。	金融機関経験者としての見地から、取締役の業務執行を監督するために社外監査役として選任しました。 また、東京証券取引所の定める独立性判断基準および開示加重要件を参考に当社との人的関係または取引関係、その他の利害関係を確認しましたところ、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しています。

松本　茂		長年にわたり弁護士・税理士として活躍され、法務および税務に相当の知見を有しています。	弁護士および税理士としての見地から、取締役の業務執行を監督するために社外監査役として選任しました。 なお、当社と松本茂氏が代表をされている松本茂法律事務所との間には、特別の利害関係はありません。
酒井　正輔		長年にわたり中小企業診断士として活躍され、会社経営に相当の知見を有しています。	中小企業診断士としての見地から、取締役の業務執行を監督するために社外監査役として選任しました。 なお、当社と酒井正輔氏が代表をされている中小企業診断士事務所との間には、特別の利害関係はありません。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	2 名

その他独立役員に関する事項

当社は、東京証券取引所の定める独立性判断基準および開示加重要件を参考にして、当社との人的関係または取引関係、その他の利害関係を確認し、本人の同意を得て独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明 更新

平成16年6月にストックオプション制度をいったん導入しましたが、平成23年6月に行使期間が終了しています。この前例を踏まえ、持続的な企業価値の向上に役立つインセンティブ付与につきましては、これからも検討してまいります。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

役員報酬については、株主総会の決議により定められたそれぞれの報酬総額の上限額（取締役：年額1億円、監査役：年額2千万円）の範囲内において決定しています。また、各取締役の報酬は取締役会の協議により、各監査役の報酬は監査役の協議により決定しています。
なお、役員退職慰労金につきましては、役員退職慰労金規定に基づいて算定した額を毎期、役員退職慰労引当金として計上しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】 更新

社外取締役および社外監査役は、すべての取締役会と経営会議に出席します。取締役会と経営会議については、事前に議案および必要な資料を全取締役と全監査役に送付して開催を通知し、周知を図っています。
同様に、その他の社内の主要な会議についても事前に開催を通知しており、取締役だけでなく主要な従業員の業務についてもリアルタイムでモニタリングすることで社外取締役および社外監査役が監視・監督機能を発揮できる仕組みにしています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

当社は監査役制度を採用しており、会社法上の機関として株主総会、取締役会および監査役会を設置しています。
当社の取締役会は取締役6名（男性6名）構成され、うち社外取締役は1名（独立役員）です。原則として毎月1回以上開催し、法令で定められた事項の報告/決議を行うほか、経営に関する重要事項の決定や業務執行の監督を行います。
監査役会は、監査役3名（男性3名）で構成され、すべて社外監査役（うち独立役員の届出は1名）です。原則として毎月1回以上開催しています。
なお、当社は社外取締役および監査役全員との間で責任限定契約を結んでいます。

各監査役は、取締役会のほか重要な会議に出席するとともに、代表取締役との意見交換や取締役などから業務の執行状況を聴取することにより、取締役の職務執行の適正性および適法性を監査しています。また、部長と次長を構成メンバーに含み実務面での重要案件を審議する経営会議へも出席し、意思決定の質の向上を図っています。

非常設ではありますが社長直属の内部監査室と内部統制推進室は、各部門の業務の施行状況を監査し、または内部統制監査を実施して、その各過程で監査役および会計監査人と連携をとっています。
当社の法定監査は、新日本有限責任監査法人が執行しています。2016年3月期の当社の会計監査および内部統制監査を執行する公認会計士は、中川一之氏、山本秀男氏です。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由更新

当社の取締役は、機能性材料と複合材料技術・微細加工技術・精密成形技術・計測と解析技術およびこれらを融合して具現化技術やその市場に精通した技術や市場に詳しい取締役と、会社経営の知見を持つ社外取締役で構成されています。さらに、社外監査役や顧問の公認会計士などの専門家に意見や助言を求められる仕組みを維持しながら、会社としての意思決定の質と高める体制を確保しています。
このような体制のなかで、社外取締役および監査役は社内出身者とは異なる経験や知識に基づき、客観性、中立性および独立性を有する立場から経営に関する意見を述べることで、経営の監視機能を高める役割と機能を担っており、コーポレート・ガバナンスおよび内部統制システムの強化に資するものと考えています。
以上から、現状のコーポレート・ガバナンス体制を有効に機能させることで業務の執行を適正に監視・監督し、経営の健全性と透明性を確保することができ、ひいては持続的な成長と中期的な企業価値の向上を目指すことができると考えています。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知の発送は、株主総会開催日の3週間前を目処としています。
集中日を回避した株主総会の設定	2015年の定時株主総会は、6月25日に開催しました。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使サイトを開設しています。 詳細につきましては、定時株主総会の招集通知をご参照ください。
その他	株主総会招集通知およびその添付書類（和文）を、同招集通知の発送とともに当社ホームページに掲載いたします。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	毎年5月に、大阪市北浜の大阪証券取引所ビル3階 北浜フォーラムで開催しています。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎年5月に、大阪市北浜の大阪証券取引所ビル3階 北浜フォーラムで開催しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	表記の当社ホームページに、決算資料および製品の情報や展示会発表などを随時、掲載しています。	
その他	当社の株主区分の割合は、おかげさまで個人株主の比率が80%を超えており、投資家の皆様からのお問合せも多数いただいております。しかし、当社は役員・従業員で100人に満たない小規模な会社ですので専任のIR担当者は設置しておりません。 また、お問合せの内容につきましても、具体的な研究・開発のテーマや進捗状況、開発製品の使途や提携先、販売時期などは、機密保持契約やインサイダー規制に抵触する可能性があります。したがって、こうした内容のお問合せにつきましては原則としてお答えすることはできません。 IRに関してお問合せいただく場合は、まことに申し訳ありませんがこうした事情をお含みいただき、社業の推進にご協力いただきますようお願い申し上げます。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社の「経営理念」において、日々社業に勤しむなかで社会に役立つことを謳い、すべてのステークホルダーの役に立つ社会貢献の姿勢を表現しています。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の内部統制システムに関する考え方およびその整備の状況は、以下のとおりです。

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保する体制
取締役会は、原則として毎月開催して、重要な職務執行に関する意思決定を行うとともに取締役の職務の執行を監督する。
法令遵守と社会倫理遵守が企業活動の原点であるとの認識のもと、コンプライアンスを取締役自らが積極的に推進する。

2. 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報について、保存場所や保存期間など管理方法を定め、適切にその保存、管理にあたる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
企業活動に関するリスクについて、毎期経営計画に反映して経営のマネジメントサイクルの中で統制し、リスクの低減を図る。
リスク管理に関する情報交換と対応策について検討を行う。
自然災害などによる非常事態に係るリスクに備え、管理体制（BCMS）を構築し、維持する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
経営計画において毎期、会社の基本方針・計画を定め、これを軸とした計画・実施・統制・評価のマネジメントサイクルを展開する。
各本部は四半期毎に、部門進捗会議において、各本部の職務の進捗状況を取締役に報告し、マネジメントサイクルを実践する。

5. 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
「社是」および「経営理念」を基にコンプライアンス教育を実施し、法令遵守と社会倫理が企業活動の原点であることを徹底する。
そして、業務運営における適法・適正な手続・手順を明示した社内規程を整備し、運用する。
各本部の業務運営が法令定款に適合することを確認する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力を、暴力・威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人と捉え、一切の関係を排除しています。
反社会的勢力への対応は管理本部が行い、関係行政機関や外部専門機関等と緊密な連携を図りつつ、速やかかつ厳正に対応します。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――